遺言・相続
講演会＆相談会

相続が心配な方、
遺言書を書いて
みたい方は
ぜひご参加を！



相続登記は「しなくてもよい手続」から
「しなければならない手続」へ。
令和６年から、不動産を相続したことを
知った日から３年以内の登記が義務となりました。
大切な財産とご家族の安心を守るために
遺言書を活用した相続対策を今から始めませんか。

開催日時
11/13
（金曜日）
13時～

参加無料・事前予約制

会　場

静岡地方法務局袋井支局２階会議室
場所：袋井市袋井３６６番地
ＪＲ「袋井」駅からバス森町行き「中央町」下車，徒歩５分
（地図は裏面）

プログラム

講演会　13:00～14:50　定員16名

第１部　終活の心構え（講師　袋井公証役場 島村浩昭 公証人）
第２部　自筆証書遺言書保管制度　（講師　法務局職員）
第３部　相続・住所変更登記義務化（講師　法務局職員）

相談会　15:00～17:00 定員8組

相続・遺言相談　（相談員　静岡県司法書士会司法書士）

申込方法

お電話又は窓口にて事前にご予約ください。
①参加者氏名　②電話番号　③講演会・相談会の参加希望(両方も可)

予約受付期間

令和８年10月15日（木）午前９時から
定員に達し次第、受付を終了します。

問合せ・申込先

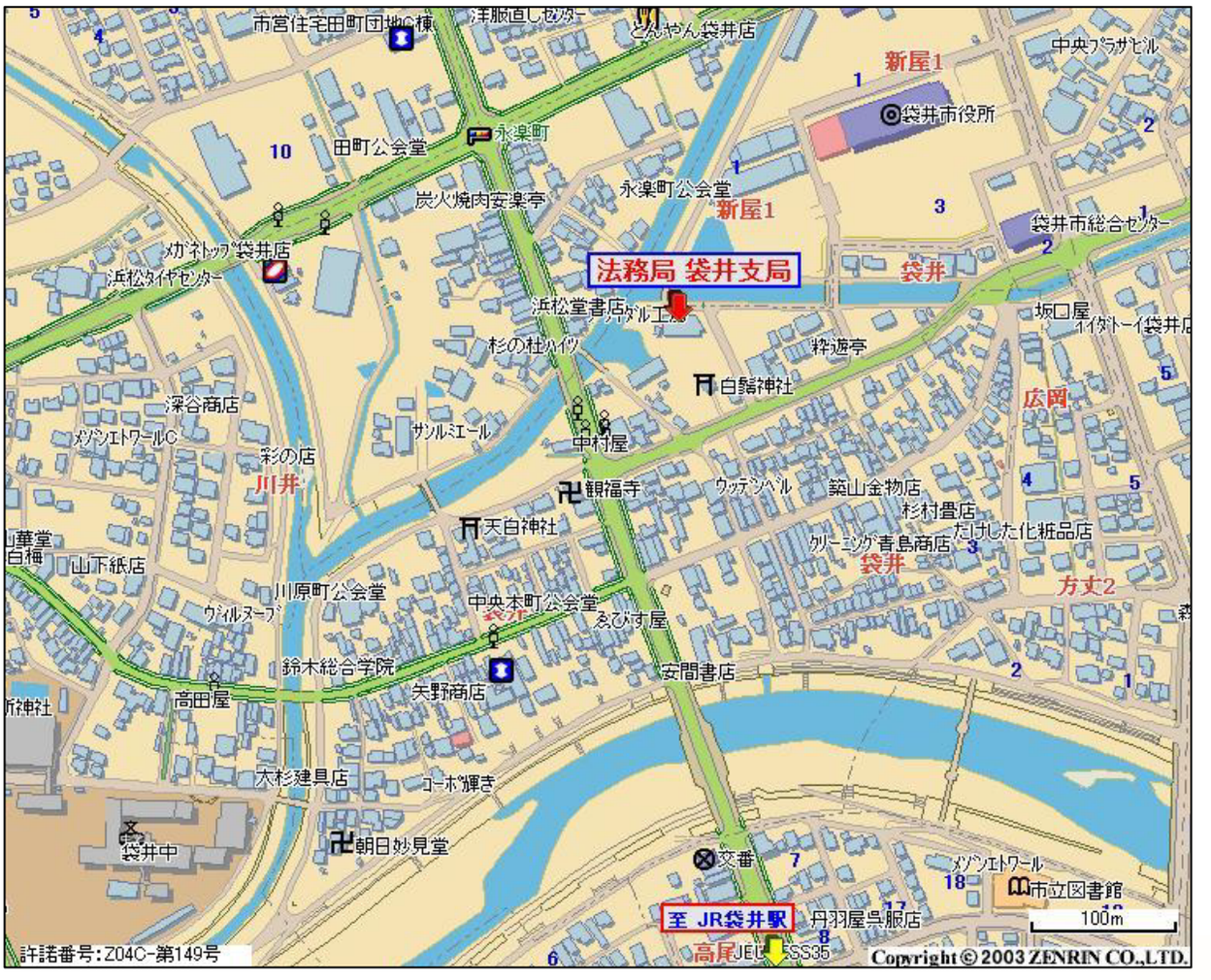
静岡地方法務局袋井支局総務係　TEL 0538－42－3545
予約受付は午前９時から午後５時まで（土日祝日を除く）

主催：静岡地方法務局　共催：静岡公証人会・静岡県司法書士会

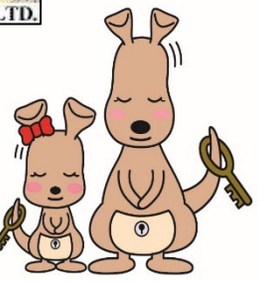
会場　静岡地方法務局
袋井支局２階会議室



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」



※駐車場に限りがありますので、可能な限り公共交通機関を御利用いただきますようお願いします。



遺言書ほかんガルー

遺言や相続の手続、制度に関しては、ホームページでもご案内しています。

法務局

静岡地方法務局ホームページ
（相続登記義務化・自筆証書遺言書保管制度・法定相続情報証明制度・相続土地国庫帰属制度など）

公証人

袋井公証役場ホームページ

司法書士

静岡県司法書士会ホームページ